

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

長野市長 荻原 健司

市町村名 (市町村コード)	長野市 (202011)
地域名 (地域内農業集落名)	14 篠ノ井中央地区(篠ノ井御幣川、会、布施五明、布施高田、合戦場1丁目～3丁目、横田地区) ()
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年5月8日(水) (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・地区全体において、高齢化が進んでおり、65歳以上の従事者が80%を超えている。後継者・担い手が不在で新たな担い手の確保を要す。
- ・今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積よりも、70歳以上で後継者不明の農業者の耕作面積の方が多く、新たな受け手の確保が必要である。
- ・高齢化や後継者不足から耕作放棄地が年々増加している。また、貸し出した農地は戻ってこないとの思いから、貸出を拒む農家があり、農地の荒廃化につながっている。
- ・地区外の農地を借りる場合、水利権や農道管理の問題から利用に不便を感じるケースがあり、事前に近隣とのコミュニケーションを図る必要がある。
- ・耕作放棄地は、草刈り、伐根などの整備を行い、耕作可能な状態にして中間管理機構に預けるなどの対策が必要である。また、地域で草刈り等の作業を実施するには、補助金等の支援が必要である。
- ・狭小な農地が多く、また、農道や用排水路など農業用施設の整備も遅れているため、機械化や集約・集積化を図るには基盤整備が必要である。
- ・野生鳥獣による農作物への被害が拡大しており、農地周辺の草刈りや共同での防護柵の設置など、総合的な被害防止対策が必要である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・りんご(西部)、桃(横田地区)を主要作物としつつ、今後は、地球温暖化の影響もあり、将来を見据えた新しい品種や栽培方法の導入や暑さに強い品種の導入を図っていく。
- ・高収益が期待できる新規作物(ぶどう等)の導入を検討し、段階的に切り替えていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	57 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	57 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	— ha

注: 区域内の農用地等面積について、話し合い当初の区域から、以下(2)記載の区域としたことにより、変更しております。

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農用地等の区域は、農振法第10条第3項各号の基準により設定されている農用地区域を基本とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

当面は、現在の耕作者が営農を継続。定年帰農(就農)者へ定年前からの営農指導により円滑な就農を図る。中心経営体の中から実情に応じて担い手を選出するほか、新規就農者の育成や入作を希望する認定農業者等の受入れを促進することで対応していく。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

農業委員会による利用状況調査の結果を長野市農業公社と共有し、地域の農地状況を把握することで新規就農者及び規模拡大を目指す既存農業者への農地の貸借等が速やかに行えるようにする。

(3) 基盤整備事業への取組方針

農業の生産効率を向上するため狭小農地の集積・集約化を図るとともに、農道、用排水路等の維持管理による生産性向上について検討する。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

遊休農地の有効活用と荒廃農地の拡大防止を図るとともに、地域の担い手を確保するため、新規就農者や定年帰農者を対象とした研修会の開催や営農指導など、総合的な支援について検討する。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

JAが運営する農作業支援制度を活用し、農作業の労働力確保を行う。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒	①鳥獣被害防止対策	☐	②有機・減農薬・減肥料	☐	③スマート農業	☐	④畑地化・輸出等	☐	⑤果樹等
☐	⑥燃料・資源作物等	☒	⑦保全・管理等	☐	⑧農業用施設	☐	⑨耕畜連携等	☒	⑩その他

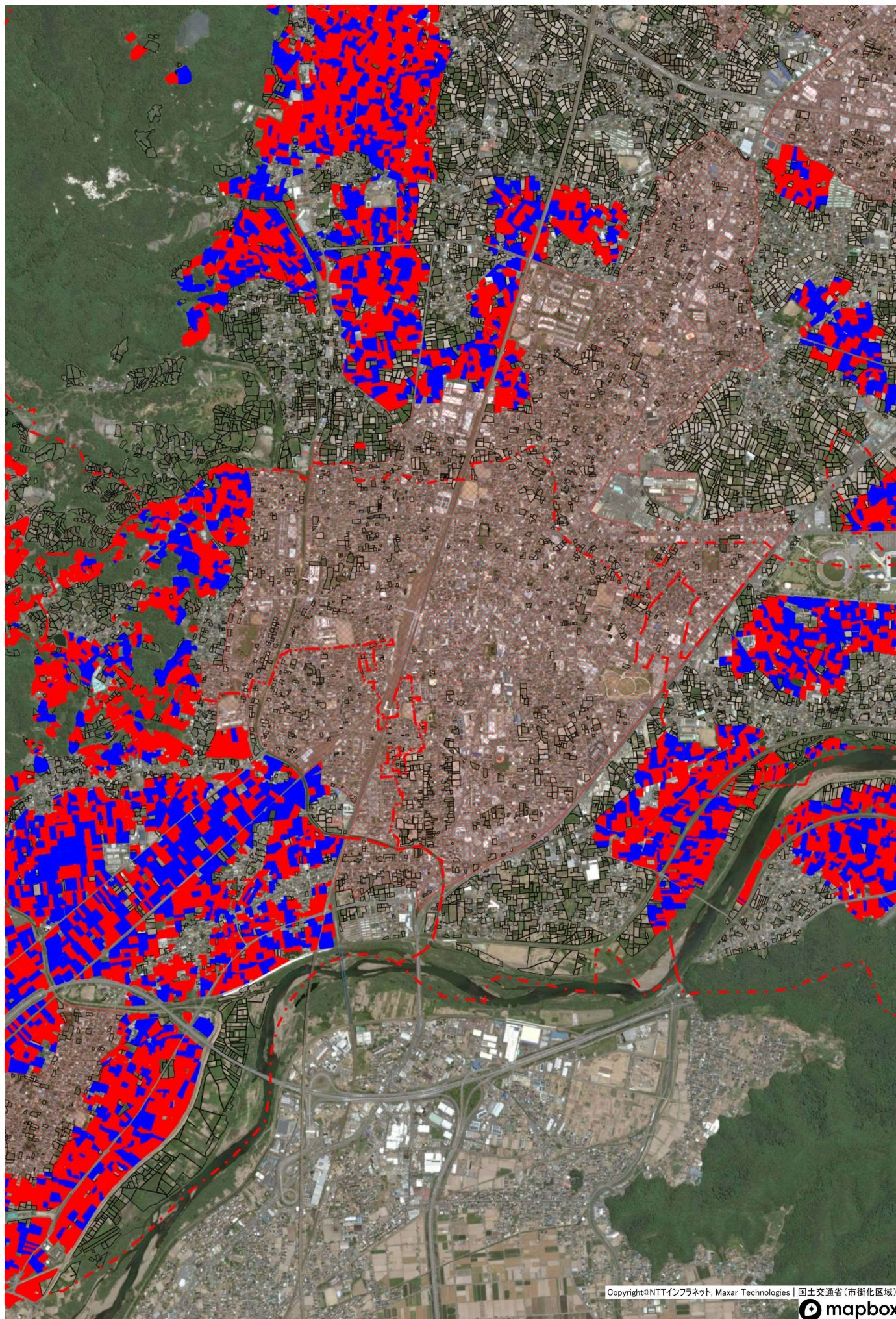
【選択した上記の取組方針】

○集落営農組織の整備に関する取組方針…⑦
 集落内の農地の利用状況を確認し、農地の利活用について話し合いを行うとともに、適正な維持管理も集落全体で取り組むなど、集落ごとに農地管理を行うための組織の整備について検討する。

○野生鳥獣による被害防止対策に関する取組方針…①
 農地周辺の草刈りや隣接する山林内の手入れなど環境整備の実施や鳥獣の侵入を防止するための柵などの設置、農地に放置されたまま鳥獣の餌となる誘因物の撤去など、野生鳥獣を農地に近づけないための総合的な取り組みについて検討する。なお、中央地区西部山間地域3地区で鳥獣対策部会を立ち上げた。(平成30年7月)

○農地の維持管理と営農の継続に関する取組方針…⑦
 農地としての機能を維持し、営農の継続を図るため、農地の適正な管理に関する取り組み(多面的機能支払交付金などの活用も含め)を推進する。

○労働力確保に関する取組方針…⑩
 りんごの摘果作業等々の繁忙期、JA主導で依頼者と作業者の募集をかける。



Copyright©NTTインフラネット, Maxar Technologies | 国土交通省(市街化区域)



青：現耕作者が耕作 赤：今後検討等（令和元～２年度実施の人・農地プランアンケートを基本に作成）

※ 話し合い当初の区域から、計画区域を変更しております。（作成時点：令和６年８月）